群馬県	前橋市、高崎市、太田市	
埼玉県	熊谷市、春日部市、鴻巣市、上尾市、久喜市、坂戸市、鳩山町、北川辺町、栗橋町、杉戸町	
千葉県	野田市、東金市、流山市、八街市、酒々井町、栄町	
富山県	富山市	
石川県	金沢市	
福井県	福井市	
長野県	長野市、松本市、諏訪市	
岐阜県	岐阜市、大垣市、多治見市、美濃加茂市	
静岡県	浜松市、三島市、富士宮市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、袋井市	
愛知県	豊橋市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、知立市、愛西市、弥富市、豊山町、三好町	
三重県	桑名市、名張市、伊賀市	
滋賀県	彦根市、長浜市	
京都府	木津町	
大阪府	泉南市、阪南市、能取町、田尻町、太子町	
兵庫県	加古川市、三木市	
奈良県	桜井市、香芝市、宇陀市、斑鳩町、王寺町	
和歌山県	橋本市	
広島県	廿日市市、海田町、坂町	
山口県	周南市	
香川県	高松市	
福岡県	筑紫野市、春日市、太宰府市、前原市、福津市、宇美町、粕屋町	
その他		
全ての都道府県	一級地から十七級地まで以外の地域	

備考　この表の下欄に掲げる地域は、平成十八年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものでない。

○農林水産省告示第六百八十四号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）第三条第四項の規定に基づき、平成二十三年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る同条第三項の地域を次のとおり指定する。

平成二十四年三月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

都道府県名	郡名	市町村名
北海道	磯谷	蘭越町
	虻田	ニセコ町
	上川	美瑛町
	苫前	苫前町
	常呂	訓子府町
	河東	音更町
青森県	上北	弘前市　黒石市　十和田市　六戸町　東北町　おいらせ町
	三戸	三戸町　五戸町　田子町　南部町
岩手県		盛岡市　宮古市　大船渡市　花巻市　北上市　久慈市　一関市　釜石市　二戸市　八幡平市　奥州市　陸前高田市
	岩手	雫石町
	和賀	西和賀町
	胆沢	金ケ崎町
	上閉伊	大槌町
	下閉伊	山田町　岩泉町
	九戸	軽米町　野田村　九戸村
	二戸	一戸町
宮城県		石巻市　塩竈市　気仙沼市　白石市　名取市　角田市　多賀城市　岩沼市　東松島市　大崎市
	刈田	蔵王町
	柴田	大河原町　村田町　川崎町
	伊具	丸森町
	亘理	亘理町　山元町
	宮城	松島町　七ケ浜町
	黒川	大和町　大郷町　富谷町　大衡村
	加美	色麻町　加美町
	遠田	涌谷町　美里町
	本吉	南三陸町
秋田県		能代市　大館市　由利本荘市　北秋田市　にかほ市
	山本	藤里町
	南秋田	五城目町
山形県		鶴岡市　酒田市　長井市　尾花沢市
	西村山	河北町
	最上	鮭川村
福島県		福島市　会津若松市　白河市　須賀川市　喜多方市　相馬市　田村市　南相馬市　伊達市　本宮市
	伊達	桑折町　国見町　川俣町
	安達	大玉村
	岩瀬	鏡石町　天栄村
	南会津	下郷町　只見町　南会津町
	耶麻	北塩原村　猪苗代町
	河沼	湯川村